

## 令和4年度 境港市国民健康保険保健事業実施計画

### 1 目的

境港市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに保健事業を効果的に実施することを目的とする。

### 2 事業の概要

#### (1) 特定健康診査、特定保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条の規定により策定した「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、被保険者の利便性と受診率向上のため、健康増進法（平成14年法律第103号）によるがん検診等との一体的受診や健診未受診者への受診勧奨など、受診環境の整備を図る。

#### (2) 人間ドック、脳MRI検査事業

生活習慣病などの疾病の早期発見、早期治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与するとともに、医療費の適正化に資することを目的に、人間ドック及び脳MRI検査に要する費用の一部を助成する。

#### (3) 健康相談事業

特定健康診査や人間ドックなどの結果、検査数値が高いなど診療が必要と判断されたにもかかわらず、受診していない人を訪問指導などにより受診に導き、疾病予防や重症化の予防に努める。

また、重複・頻回受診者に対しては、訪問指導等により、適正な医療の受け方を説明するなど、医療費適正化を図る。

#### (4) 普及啓発事業

被保険者の健康増進を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に、医療・保健に関する普及啓発事業を実施する。

#### (5) 糖尿病重症化予防事業

糖尿病治療中の人及び特定健診で糖尿病による腎臓機能の低下が危惧される人に対し、適切な医療の継続や生活習慣の改善を図り、重症化を予防する。

### 3 事業計画

事業名	内容
特定健康診査・ 特定保健指導事業	<p>① 特定健康診査</p> <p>【目的】生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。</p> <p>【対象者】40歳以上75歳未満</p> <p>【実施方法】医療機関における個別健診及び集団健診</p> <p>【実施期間】令和4年8月から翌年1月</p> <hr/> <p>② 特定保健指導</p> <p>【目的】特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>【対象者】特定健康診査の結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた人</p> <p>【実施方法】個別・集団支援、訪問等及び運動教室で指導する。</p> <p>動機付け支援：生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、改善状況の確認をする。</p> <p>積極的支援：生活習慣改善に自主的に取り組むための目標と計画を立て、継続的な保健指導を行うとともに、生活習慣改善をサポートし、改善状況の確認をする。</p> <p>【実施期間】通年</p>
人間ドック・ 脳MRI検査事業	<p>① 人間ドック</p> <p>【目的】人間ドックの実施を通じて健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、自分の健康状態についての関心を高め、国民健康保険事業の健全な運営に資する。</p> <p>【対象者】40歳以上75歳未満 (ただし、国民健康保険税を滞納している世帯は除く)</p> <p>【実施方法】医療機関における個別健診</p> <p>【実施期間】令和4年8月から翌年1月</p> <hr/> <p>② 脳MRI検査</p> <p>【目的】脳MRI検査の実施を通じて、脳疾患の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、国民健康保険事業の健全な運営に資する。</p> <p>【対象者】40歳以上75歳未満で、前年度受診していない人 (ただし、国民健康保険税を滞納している世帯は除く)</p> <p>【実施方法】済生会境港総合病院における個別検査</p> <p>【実施期間】令和4年8月から翌年1月</p>

健康相談事業	<p>① 健診結果相談指導</p> <p>【目的】医療機関を受診する必要があるにもかかわらず、受診していない人を訪問指導などにより受診に導き、疾病の重症化の予防に努める。</p> <p>【対象者】特定健康診査や人間ドックの結果、再検査や医療機関の受診が必要であるにもかかわらず、医療機関を受診していない人</p> <p>【実施方法】保健師・看護師による訪問、窓口等での面談又は電話</p> <p>【実施期間】 通年</p>
	<p>② 適正受診の啓発</p> <p>【目的】重複・頻回受診をしている被保険者に対し、訪問により受診状況を確認し、適正な受診を勧める。</p> <p>【対象者】レセプト情報をもとに、同じ疾病で複数の医療機関を受診している、又は1医療機関に多数日受診している状態が3ヶ月以上継続している人</p> <p>【実施方法】保健師等による訪問、窓口等での面談又は電話</p> <p>【実施期間】 通年</p>
普及啓発事業	<p>① 特定健診等の啓発事業</p> <p>【目的】特定健診受診率等の向上により生活習慣病の発症・重症化予防により医療費の適正化を図る。</p> <p>【対象者】被保険者</p> <p>【実施方法】窓口や各種通知郵送時にパンフレットを配布する。個別案内通知や広報等にて案内する。</p> <p>【実施期間】 通年</p>
	<p>② 医療費通知事業</p> <p>【目的】受診実態を確認してもらうことで適切な受診を促す。</p> <p>【対象者】被保険者</p> <p>【実施方法】郵送にて通知</p> <p>【実施期間】 3ヶ月分の通知を年4回発送</p>
	<p>③ ジェネリック医薬品啓発事業</p> <p>【目的】安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品（後発薬品）を普及させることで、医療費の抑制を図る。</p> <p>【対象者】被保険者</p> <p>【実施方法】窓口においてパンフレットを配布</p> <p>【実施期間】 通年</p>
	<p>④ ジェネリック医薬品差額通知事業</p> <p>【目的】医薬品利用実態を確認してもらうことで適切なジェネリック医薬品の利用を促す。</p>

	<p>【対象者】 35歳以上で薬価差額300円以上ある人</p> <p>【実施方法】 郵送で差額を通知</p> <p>【実施期間】 年3回</p>
<p>糖尿病重症化予防事業</p>	<p>【目的】 糖尿病治療中の人及び特定健診で糖尿病による腎臓機能の低下が危惧される人に対し、面談や訪問を通して適切な医療の継続や生活習慣の改善を図り、重症化を予防する。</p> <p>【対象者】</p> <p>①国民健康保険人間ドック受診者のうち、糖尿病について「要医療」または「要精密検査」の人及び空腹時血糖126mg/d l以上またはHbA1c6.5以上の人</p> <p>②40歳以上で、以前糖尿病による医療を受けていたが、前年度に糖尿病での医療受診がなく、かつ特定健診も未受診の人</p> <p>【実施方法】</p> <p>①健診の結果、医療や再検査が必要な人に通知とともに受診勧奨を実施し、早期に適切な医療に結びつける。</p> <p>②医療中断者に対し訪問や面談を実施し、現在の状況を把握するとともに、医療が必要な人には治療を再開するように勧奨する。また、重症化を予防するため、生活習慣改善指導を実施する。</p>